平成２５年（フ）第１０８号
香川県坂出市八幡町２丁目４番６号
債務者　田口　昌男
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第３２２号
鹿児島県鹿児島市郡元１丁目20番31号
債務者　西永　康秀
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３３３号
鹿児島県鹿児島市永吉３丁目４番12号　ヤマサキマンション104号
債務者　畠中けい子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３３８号
鹿児島県鹿児島市小原町18番23号
債務者　遠矢　正樹
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３３９号
鹿児島県鹿児島市上荒田町33番８―406号
債務者　西山　淳子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３５２号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目45番１号　フローレス勇貴４Ｆ―Ｐ号
債務者　山下　博史
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３５３号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目4049番地４第９マルティビル201号
債務者　中村　裕樹
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３７２号
鹿児島県鹿児島市郡元町６番12号　きりビル唐湊303号
債務者　古市　久稔
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６２８号
名古屋市天白区平針４丁目107　平針メイトビル205号室、住民票上の住所愛知県尾張旭市東栄町１丁目７番地16　松田ビル301号
債務者　中川　智之
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６２９号
愛知県尾張旭市東栄町１丁目７番地16　松田ビル301号、従前の住所愛知県瀬戸市瘤木町20番地の３
債務者　中川　孝之
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８５５号
名古屋市西区笠取町３丁目310番地　メゾンスギエイ305号
債務者　澤田タカ子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１０号
福岡県久留米市御井町1698番地５、前住所福岡県久留米市国分町415番地７
債務者　カトウ印刷こと　加藤　明彦
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３７０号
大分市今津留３丁目８番７号　プレジール舞鶴103、従前の住所大分県杵築市大字大内3100番地７プラザハイツ大内Ａ棟202
債務者　矢野　信也
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３８３号
大分市政所１丁目８番８―101号　オーシャンＡＺ
債務者　姫野　康子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３８５号
大分市牧２丁目１番29号　ＭＯＭＯ倶楽部201
債務者　宮川　竜弥
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３８７号
大分市明野西２丁目１番３―673号
債務者　池田　美保
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３９２号
大分県別府市石垣東８丁目２番40―310号　コーポ石垣
債務者　阿部　哲也
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係